

南 砺 市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月
南砺市

目次

I. 始めに	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 取組の経緯	1
3. 南砺市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	2
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4. 新型インフルエンザ発生時の被害想定について	6
5. 対策の推進のための役割分担	8
6. 市行動計画の主要6項目	9
(1) 実施体制	9
(2) サーベイランス・情報収集	14
(3) 情報提供・共有	14
(4) 予防・まん延防止	15
(5) 医療	20
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	21
7. 発生段階	22
III. 各段階における対策	24
1 未発生期	24
(1) 実施体制	24
(2) サーベイランス・情報収集	24
(3) 情報提供・共有	24
(4) 予防・まん延防止	25
(5) 医療	26
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	27
2 海外発生期	31
(1) 実施体制	31
(2) サーベイランス・情報収集	32
(3) 情報提供・共有	32
(4) 予防・まん延防止	32
(5) 医療	33
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	33
3 国内発生早期以降、県内未発生期	36
(1) 実施体制	36
(2) サーベイランス・情報収集	38
(3) 情報提供・共有	38
(4) 予防・まん延防止	38
(5) 医療	41
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	41

4 県内発生早期	46
(1) 実施体制	46
(2) サーベイランス・情報収集	46
(3) 情報提供・共有	47
(4) 予防・まん延防止	47
(5) 医療	49
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	49
5 県内感染期	54
(1) 実施体制	54
(2) サーベイランス・情報収集	55
(3) 情報提供・共有	55
(4) 予防・まん延防止	56
(5) 医療	57
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	58
6 小康期	63
(1) 実施体制	63
(2) サーベイランス・情報収集	63
(3) 情報提供・共有	63
(4) 予防・まん延防止	64
(5) 医療	64
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	64
別添	66

I 始めに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取組の経緯

国においては、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策に係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、数次の部分的な改定を経て、平成20年には、感染症法及び検疫法の改正により新型インフルエンザ対策が強化され、平成21年2月の改定に至った。

富山県（以下「県」という。）では、国の行動計画を踏まえ、平成17年12月に「富山県新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）」を策定した。

平成21年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国にも新型インフルエンザ発生危険が高まる中、県は平成21年6月「富山県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った。

これを受け、南砺市においても、病原性が高い新型インフルエンザ対策を重要課題と捉え、国及び県が策定した新型インフルエンザ対策行動計画と整合性を保ちつつ感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として平成21年6月に「南砺市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）発生後我が国でも1年余で約2千万人が罹患したと推計されている。A/H1N1の流行では入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備え、対応できるように十分な準備をすすめる必要性から、国では平成23年9

月に行動計画を改定した。この新型インフルエンザ(A/H1N1)の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年2月7日)を踏まえ、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。

富山県では、特措法第7条に基づき、政府行動計画を踏まえ、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を聴き、平成25年11月「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。

3. 南砺市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

南砺市では、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、学識経験者等の意見を聴いたうえで「南砺市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を作成した。市行動計画は、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する新型インフルエンザ等対策の措置に関する情報の提供、住民に対する予防接種の実施やまん延防止に関する措置などを定めている。

市行動計画が対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

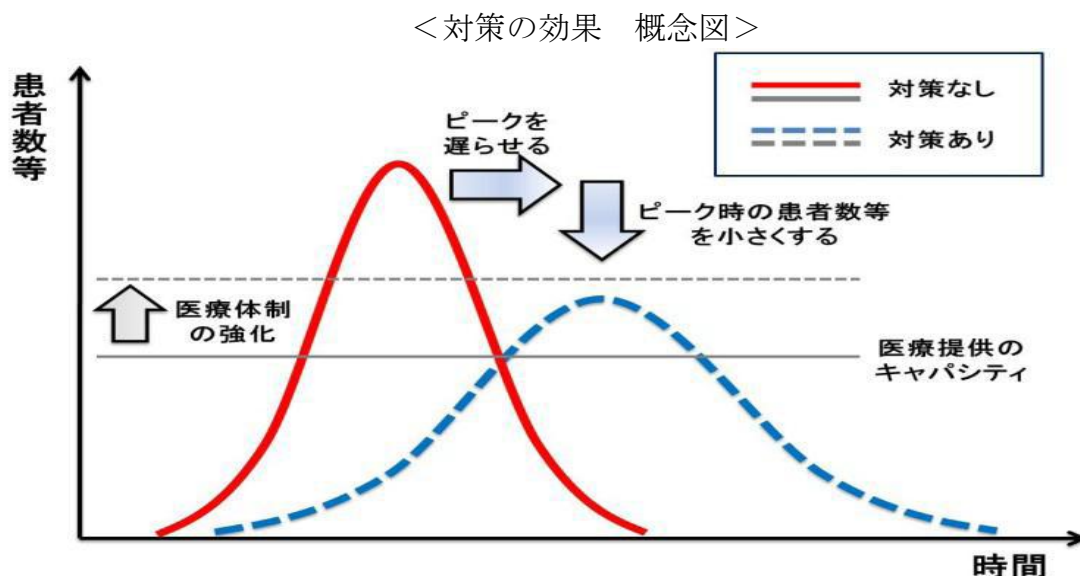
本市行動計画は、今後の科学的知見の蓄積による政府行動計画の見直し等踏まえ適時見直しを行うものである。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、日本及び県、市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、その発生状況は不確定要素が大きく、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。また、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

このため、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、国における対策のもと、市の地理的な条件、人口分布、交通機関の状況、医療体制、受診行動の特徴等の市民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

[発生前の段階]

市民に対する基本的な感染対策の啓発や、市・事業所による業務計画等の策定、市内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種するための体制の構築、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援のため、要援護者の把握及び具体的手続きの決定、対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

[発生した段階]

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。国内発生時に備えた対策を整えるまでの間、日本が島国であるとの特性を生かし、国等における検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

[発生当初など]

- 病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 県内発生当初の段階においては、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。また、新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対して、国の判断により、備蓄しているプレパンデ

ミックワクチンが有効であればこれを接種し、感染拡大に備えることが必要である。

[感染が拡大してきた段階]

- 国、県、民間事業者等と相互に連携しつつ、医療の確保、公共サービス等の事業継続に最大限の努力を行う必要がある。
- 発生時に具体的対策の最前線となる県、市町村においては、国や県の行動計画等を踏まえ、地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることなどにより、新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく、的確な対策を迅速に実施することが重要である。
- 医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人などにおいても、国や県の行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが求められる。
- 県内で感染が拡大した段階では、国や事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。感染拡大時には社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されることから、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、状況に応じて臨機応変に対応していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、富山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなる工夫も必要である。
- 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となる。

このため、本行動計画は、新型インフルエンザ等対策を危機管理の問題としてとらえ、国、県、市、医療機関、公共交通機関、事業所、学校、家庭・個人などの役割分担、発生時の対応等についてもあらかじめ定めるものである。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え又は発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、県、他市町村又は指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理の観点から、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

南砺市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、県対策本部、他の市町村対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は必要に応じて県対策本部長に所要の総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフル

エンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから国が想定した罹患率や致死率等を県が人口比にあてはめ被害想定を行ったことを参考に、県と市の人口比（県の約5.1%）で被害想定を行った。

（平成23年10月現在の市の人口約5.6万人。県は約109万人で推計）

罹患患者数 （全人口の25%が罹患すると想定）	南砺市における患者数		富山県における患者数	
	約14,000人		約272,000人	
医療機関を受診する患者数	約11,000人		約212,000人	
入院患者数 （流行8週間続くと仮定）	中等度感染の場合 （致死率0.53%）	重度感染の場合 （致死率2.0%）	中等度感染の場合 （致死率0.53%）	重度感染の場合 （致死率2.0%）
	約230人	約880人	約4,500人	約17,000人
1日当たり最大入院患者数 （流行発生から5週目）	中等度	重度	中等度	重度
	約45人	約180人	約850人	約3,400人
死亡者数 （罹患患者数×致死率）	中等度	重度	中等度	重度
	約75人	約280人	約1,450人	約5,450人

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされた。これを踏まえ、今後、国において新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施されることとされている。このため、感染症予防策については今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%

程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される等、様々な影響が予想される。

5. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 地方公共団体の役割

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

新型インフルエンザ等の発生前は、県行動計画を策定し、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくなど、発生に備えた準備を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時は、知事を本部長とする「県対策本部」を設置し、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、総合的な対策を強力に推進する。

加えて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や厚生センター及び近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時は、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

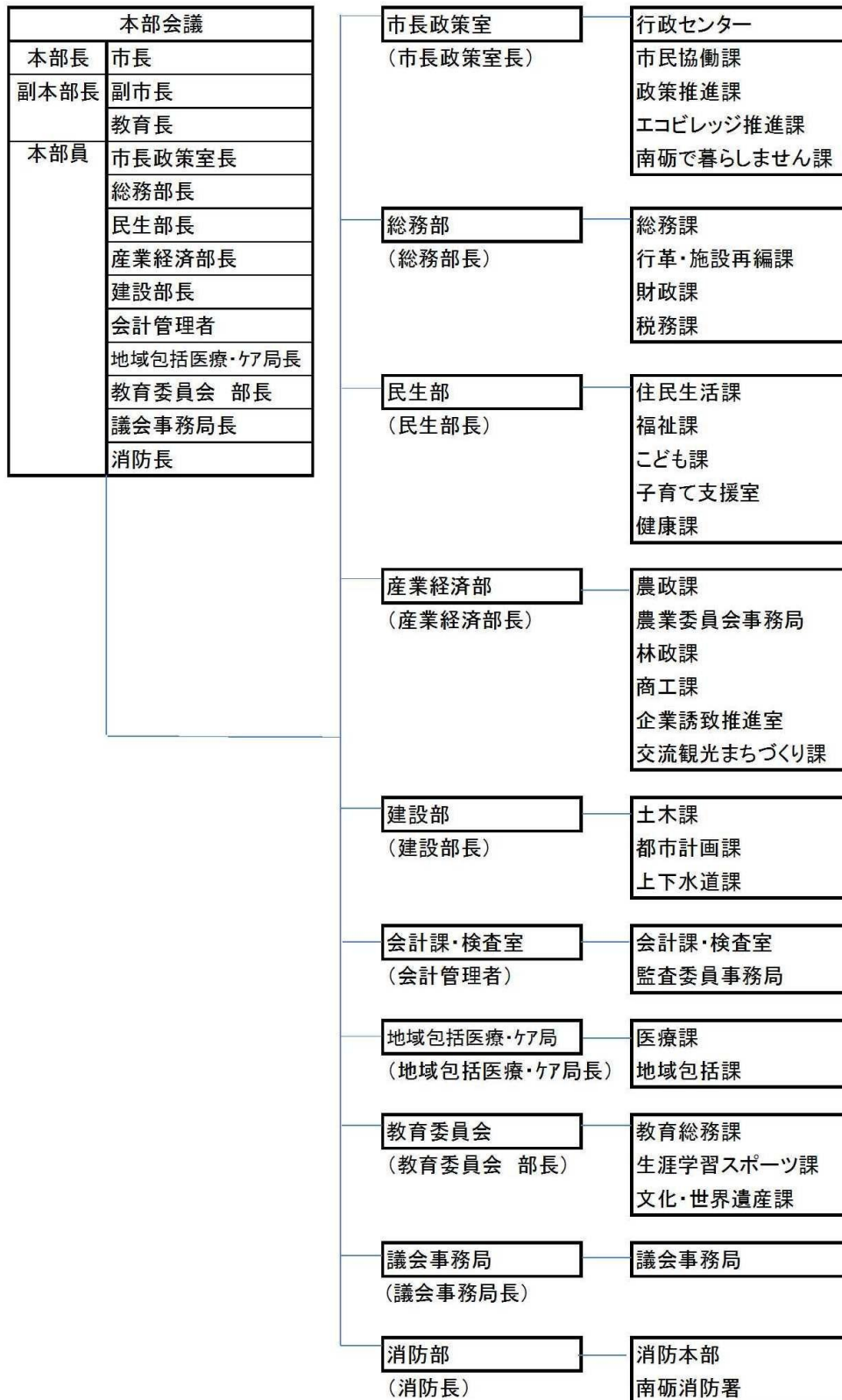
6. 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・市民経済の安定」の6項目に分けて計画することとし、各項目に含まれる内容は以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等の発生に備えるため、市長を本部長とした「南砺市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する。

〔南砺市新型インフルエンザ等対策本部及び事務局組織〕



各課が担う役割

部名	課・室名	役 割
市長政策室	政策推進課	(1) 新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整 (2) 新型インフルエンザ等対策全般の企画調整に関すること (3) 市長・副市長の秘書に関すること (4) 中央機関への報告及び要望陳述事項の取りまとめに関すること
	市民協働課	(1) 市民に対する広報に関すること ・ 記者発表について報道機関との調整を行う。 ・ 健康課及び各担当課と協力して、ホームページ、広報媒体により迅速かつ正確に情報を提供する。 (2) 新型インフルエンザ等対策本部の報道に関すること (3) 各報道機関との連絡及び総合協力に関すること
	各行政センター	(1) 来庁者の感染防止対策に関すること (2) 来庁者の相談窓口設備等の設置に関すること (3) 戸籍等届出窓口の確保に関すること (4) 市民の生活相談に関すること (5) 患者移送の補助に関すること
	エコビレッジ推進課	(1) 鳥インフルエンザ発症時の消毒に関すること (2) 環境衛生に関すること (3) 廃棄物処理に関すること
総務部	総務課	(1) 新型インフルエンザ等対策本部の事務局に関すること ・ 健康課とともに対策本部事務局を運営する。 (2) 新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整 (3) 職員の感染予防及び業務継続体制の確保に関すること (4) 職員の予防接種(特定接種)の実施に関すること (5) 社会・経済機能の維持対策に係る取りまとめ・調整に関すること
	財政課	(1) 新型インフルエンザ等対策に係る予算措置に関すること (2) 輸送計画、車両の調達及び配車に関すること (3) その他輸送・総務部補助に関すること
	税務課	(1) 臨時の医療施設の設置の補助に関すること (2) 市税の納付について検討すること
民生部	住民生活課	(1) 火葬業務に関すること (2) 遺体の安置場の確保に関すること
	福祉課	(1) 県と連携した障がい者・ひとり暮らし高齢者等への支援に関すること (2) 所管施設の感染防止対策に関すること (3) 所管施設の業務休止及び閉所に関すること (4) 在宅の高齢者、障がい者等の支援に関すること (5) 新型インフルエンザ等対策に係る障害福祉施設、温泉施設等との連絡調整

民生部	こども課 子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管施設の感染防止対策に関すること (2) 保育施設の臨時休業中の児童中の児童に対する指導等に関すること (3) 保育施設における感染予防等(注意喚起・対応要請等)に関すること (4) ひとり親世帯等への支援に関すること
	健康課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等対策の総括に関すること (2) 新型インフルエンザ等対策本部の事務局に関すること (3) 国、県（砺波厚生センター）、他自治体等との連携に関すること (4) 情報提供、啓発などに関すること (5) 新型インフルエンザ等の発生状況の収集に関すること (6) 感染患者等への対応に関すること (7) 市民、医療機関等からの相談に関すること(他の部に属するものを除く) (8) 医療機関等との連携に関すること (9) 相談センターの開設に関すること (10) 市民の予防接種に関すること (11) 対策本部における対策の実施に係る記録に関すること
産業経済部	農政課・林政課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整 (2) 県との連携調整に関すること (3) 鳥インフルエンザに関すること (4) 畜産等に関すること (5) 風評被害対策に関すること (6) 金融支援に関すること
	商工課 企業誘致推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食糧及び生活必需品の安定供給等に関すること (2) 所管施設の業務休止及び閉所に関すること
	交流観光まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光関係団体との連絡調整等に関すること (2) 外国人への対応に関すること（多言語で情報提供、相談を受け付ける）
建設部	土木課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整 (2) 県との連携調整に関すること (3) 感染予防対策に係る通行制限に関すること (4) 他部局への応援に関すること
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市計画施設、公園等に関すること
	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水の安定供給に関すること (2) 下水道機能の確保に関すること
検査室 会計・監査	会計課 検査室 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応援物資の調達に関すること (2) 他部局への応援に関すること
療・ケア局 地域包括医	医療課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関との連絡調整に関すること (2) 公立病院・診療所における新型インフルエンザ等対策に関すること (3) 臨時の医療施設の設置に関すること

療・ケア局 地域包括医	地域包括課	(1) 在宅の高齢者の支援に関すること (2) 所管施設の感染防止対策に関すること (3) 所管施設の業務休止及び閉所に関すること (4) 新型インフルエンザ等対策に係る老人福祉施設との連絡調整
教育委員会	教育総務課	(1) 新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整に関すること (2) 小中学校の児童生徒・教職員の罹患状況及び出席・出勤状況の把握に関すること (3) 小中学校における臨時休業及び出席停止等の措置に関すること (4) 小中学校、幼稚園における感染予防対策等に関すること
	生涯学習スポーツ課 文化・世界遺産課	(1) 社会教育施設の感染予防対策に関すること (2) 公民館・体育館・文化施設等の感染防止対策に関すること
	議会事務局	(1) 議会議員との連絡調整に関すること
	消防本部 南砺消防署	(1) 救急体制に関すること
	各部共通事項	(1) 情報提供(所管する団体、事業所への広報等)に関すること (2) 相談体制の整備に関すること (3) 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関すること (4) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。新感染症が発生した場合は、国がWHO等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制が構築される。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、患者の全数把握等を行い、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集を行う。

県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった場合は患者の全数把握が中止となり、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替わる。

市は、県が行う患者発生サーベイランスや学校サーベイランスに協力する。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つ。

(3) 情報提供・共有

ア. 情報提供・共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

イ. 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ. 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらおうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらおう上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、子ども課や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ. 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国や県の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

特に、医師会などの医療関係団体、その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。

提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する等の対応が必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

医療機関その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることに留意する。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア. 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、以下の2つを主な目的として実施する。

- ①流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること。
- ②流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめること。

まん延防止対策については、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ. 主なまん延防止対策

- ①個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ②新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に協力する。
- ③海外で発生した場合には、国が実施する検疫強化などの情報を収集するとともに、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

ウ. 予防接種

(i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

(ii) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(ii)-1 特定接種の対象

特定接種の対象となり得る者は以下のとおりである。

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- このうち、①の「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」につい

て、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に県民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)
- ④ それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

①医療関係者:別添(1)に示す「A-1:新型インフルエンザ医療型」、「A-2:重大緊急医療型」の基準に該当する者

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員:別添(2)に示す区分1及び区分2に該当する公務員。(2)に示す区分3(民間事業者と同様の業務)に該当する公務員は、同様の業務を行う民間登録事業者と同順位とする。(2)に示す上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業の業務を行う公務員についてはグループ③とする。

③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者:別添(1)に示す「B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型」の基準に該当する者

④それ以外の事業者:別添(1)に示す「B-5:その他」の登録事業者の基準に該当する者

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更にその際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定される。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンが用いられることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

(ii)-2 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

(iii) 住民に対する予防接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。政府行動計画では、事前に下記のような基本的な考え方が整理されている。しかし、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする

- ①医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者(基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう)
 - ・妊婦
- ②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ③成人・若年者
- ④高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が接種順位を決定する。

イ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者
 - ②成人・若年者
 - ③小児
 - ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者
 - ②高齢者
 - ③小児
 - ④成人・若年者
- 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者
 - ②小児
 - ③高齢者
 - ④成人・若年者

ロ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

ハ)重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(iii)-1 住民接種の接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

基礎疾患を有する者や妊婦の医学的ハイリスク者は主治医による接種を、高校生は学校での接種を想定しているため、広域的な接種が必要であり、厚生労働省及び県の技術的支援を受けて円滑な接種体制の構築を図る。

住民接種の体制構築について(例)

住民接種は、原則集団的接種。ワクチンは10mlバイアルによる供給が想定。

原則100人以上を単位として接種体制を構築。

接種会場は、地域単位で、市民等の利便性を考慮し、行政センターや保健センター等で行う。接種協力医は、予防接種委託医師への依頼を基本とし、その他公的病院等医師の協力を得る。

住民接種対象者 試算

接種対象者		数	接種体制
医学的ハイリスク者	基礎疾患を有する者	2,220	医療機関で主治医が接種
	妊婦	350	医療機関で主治医が接種
小児	1歳未満児の保護者	640	公的施設での集団接種
	1歳～小学生	4,790	公的施設での集団接種
	中・高校生	2,990	学校医等による集団接種
成人・若年者		24,730	公的施設での集団接種
高齢者(基礎疾患除く)		17,290	公的施設での集団接種
その他	長期入院患者		医療機関で主治医が接種
	施設入所者		入所施設
	要介護で受診困難者	80	在宅診療
合計		53,090	1歳未満児を除く

(iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

イ 発生前における医療体制の整備

厚生センター等が、二次医療圏等の圏域を単位とし、医師会、薬剤師会、公的病院、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら県が行う地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じ協力する。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。また、国内での発生早期では、新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来以外の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、県等は「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。

帰国者・接触者外来以外の医療機関において診療することとなった場合等には、県が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、

通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとなる。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県が事前に行う検討に、必要に応じ協力する。また、在宅療養の支援体制を検討し整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会等との連携を図ることが重要である。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員等の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民及び経済生活への影響を最小限とできるよう、市は国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

市では、新型インフルエンザ等の発生時の備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策等の事前の準備を呼びかけていく。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

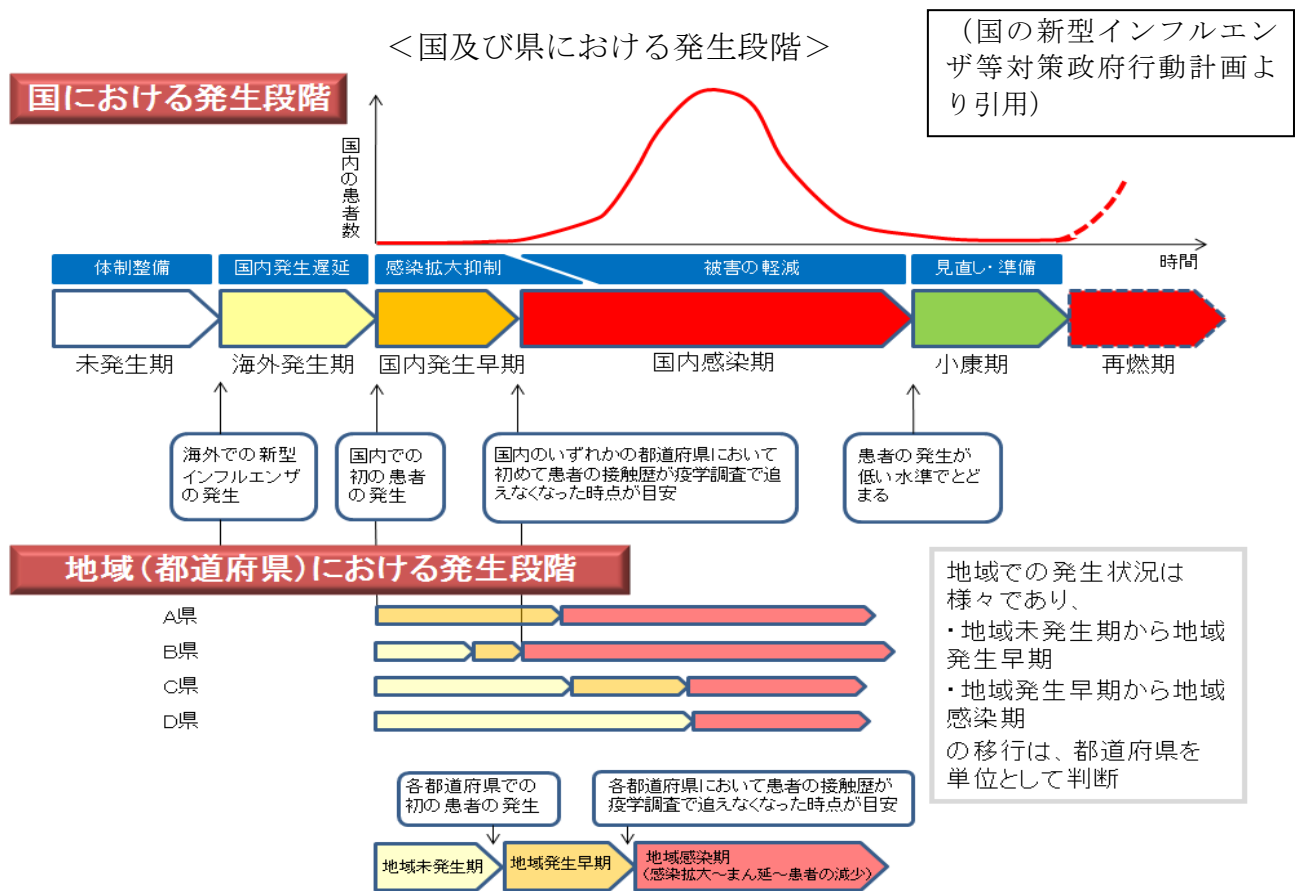
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を踏まえ、県対策本部において決定することとされており、市においては、市行動計画で定められた対策を県が定める発生段階に応じて実施することとなる。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する。

< 発生段階 >

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	(県の判断)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内未発生期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期		<ul style="list-style-type: none"> ・県内感染期 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	



(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるパンデミックインフルエンザのフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ*)
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

*) 2013年6月10日には、WHOのPandemic Influenza Risk Management Interim Guidance(2013)では、Interpandemic phase, Alert phase, Pandemic phase, Transition phaseの4つのフェーズが記載されている。

III 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成し、対応方針等について定めることとなっている。個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期については、国の方針や基準等を参考にしながら、県内の状況等に応じて、周辺地域の状況も勘案して判断する。

1 未発生期

未発生期
・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

- 市は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、市行動計画及び業務継続計画を必要に応じて見直していく
- 市は、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて南砺市防災・危機管理検討会を開催し、新型インフルエンザ等発生時の対応等について協議する。
- 市は、国、県、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

- 市は、国及び県等を通じて新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。
- 市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向に関する国の調査に協力し、重症化の状況について県から情報収集する。
- 市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)について国の調査に協力し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種

媒体を利用し、広く市民に対し、継続的で分かりやすい情報提供を行う。

未発生期

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。

イ 体制整備

市は、コミュニケーションの体制整備等の事前準備として以下を行う。

- 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への状況提供の内容や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- 一元的な情報提供を行うため、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- 県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためコールセンターを設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

i) 個人における対策の普及

市、学校、市内事業者等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、厚生センター等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。

ii) 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

イ 予防接種

i) 基準に該当する事業者の登録

- 国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知に協力する。
- 国が実施する事業者の登録申請受付事務に協力する。

ii) 接種体制の構築

ii)-1 特定接種

市職員等に対し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。

ii)-2 住民接種

- ①国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ②円滑な予防接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結することについて検討するなど、市以外における接種を可能にするよう努める。
- ③速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- ④発生時に政府対策本部において決定される接種順位について、県と連携を図りながら周知に協力する。

iii) 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ①厚生センター等を中心として設置される、医師会、薬剤師会、公的病院を含む医療機関、消防等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力する。
- ②一般の医療機関においては、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備え、個人防護具の準備などの感染対策等を進めることについて国・県から要請する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ①全ての医療機関は、国及び県より要請を受け医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を行う必要があることから、その作成の支援に努める。
- ②県が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の、医療機関における使用可能な病床数等の把握に協力する。
- ③県が行う社会福祉施設等の入所施設における、集団感染が発生した場合の医療提供の方法の検討に協力する。

ウ 手引き等の周知、訓練等

国や県と連携しながら、県内発生を想定した研修や訓練を行う。

エ 医療資器材の整備

必要となる医療資器材(個人防護具等)をあらかじめ備蓄・整備する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定する。

イ 火葬能力等の把握

国及び県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備に関して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

未発生期

【関係課等の対応（未発生期）】

担 当	対 応 内 容	
健康課 総務課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じ見直す。 ・新型インフルエンザ等の発生に備えた業務継続計画を作成する。 ・新型インフルエンザ等に関する情報・認識の共有、市が実施する総合的な対策の協議・決定、実施体制の整備等を行う。 ・新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集の体制整備を行う。 ・新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県と連携・協力し、平素からの情報交換、連携体制の確認を行い、訓練を実施する。 ・防災・危機管理検討会議等を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報・認識の共有を図るとともに、具体的な対策の協議・検討・調整等や実施体制の整備等を行う。
	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。 ・新型インフルエンザ等発生時に、実施され得る患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛などの市内での感染拡大をなるべく抑えるための対策についての理解促進を図る。 ・個人における対策の普及として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合の行動についての理解促進を図る。 ・市民に対して、新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少・停止が予想され、国内で発生した場合は、食料品・生活必需品等の流通・物流に影響 が出ることが予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則であることから、各世帯において、食料、生活必需品等の最低限（2週間程度）の備蓄が必要であることの情報提供を行う。 ・県の要請を受け、新型インフルエンザ等に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる相談窓口の設置を検討する。
	予防・まん延防止	<p><特定接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策に携わる市職員について、集団的接種を原則とする特定接種の接種体制を構築する。

	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。
総務課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生から大流行を経て終息に至るまでの間、庁内機能を維持し、行政サービスを円滑に提供できるよう業務計画を策定するとともに、随時点検・見直しを行う。 ・新型インフルエンザ等の発生に備え、学校サーベイランスの体制整備の構築を図る
健康課	予防・まん延防止	<p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。 ・市医師会等の協力を得て、予防接種に携わる医療従事者の確保を図る。 ・円滑な接種の実施のために、国・県の技術的な支援を受けあらかじめ市町村間で広域的な協定を締結する。
教育総務課 こども課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園・学校等の設置者に対して、幼児・児童・生徒の家庭との連絡体制を整備し、臨時休業中の児童・生徒の健康状態等について把握できるような体制を整備する。 ・保育園・幼稚園・学校等の設置者に対して、臨時休業中における幼児・児童・生徒に対する学習指導、生活指導及び保健指導体制の整備についての検討を行う。 ・新型インフルエンザ等の発生に備え、学校サーベイランスの体制整備の構築を図る。
交流観光 まちづくり課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、事業活動の自粛を迅速かつ円滑に進めることができるよう、観光関係団体との連携・協力体制を整備する。
医療課	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数等の把握に協力する。 ・地域感染期における診療継続計画を作成する。 ・一般の医療機関に対して、通常の院内感染対策と個人防護具（マスク等）の準備等をすすめる。
地域包括 課 福祉課	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型や短期入所型の社会福祉施設（介護保険施設、障害福祉施設等）に対して、感染流行早期に臨時休業することの必要性や、感染予防策について利用者、その家族へ理解を得るよう周知する。

地域包括課 福祉課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型の社会福祉施設に対して、臨時休業等が行われた場合の利用者の家族との連絡体制を整備し、臨時休業中の利用者の健康状態等について把握できるような体制を整備する。 ・通所型の社会福祉施設に対して、臨時休業中に利用者がサービスを受けられない状況が生じた場合の対応について検討を行う。 ・社会福祉施設等に入所中の者における予防接種体制の構築に協力する。
福祉課 子育て支援室 地域包括課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・県内感染期における高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡等の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定する。
住民生活課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携し、火葬または埋葬を円滑に行うための体制の整備に関して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する。
関係各課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、事業活動の自粛を迅速かつ円滑に進めることができるよう、集客施設事業者との連携・協力体制を整備する。 ・感染拡大防止のため、事業者との活動の自粛を迅速かつ円滑に進めることができるよう、所管団体との連携・協力体制を整備する。
	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の登録対象となる事業者の登録作業に係る周知を行う。 ・関係団体等を通じ事業者に対して、職場における感染防止策、重要業務のみを継続し不要不急の業務を縮小するなど発生時の対策について事前準備をするよう依頼する。 ・国が示した行動計画やガイドライン等を参考に、各課で実施する対策の内容、実施手順等を可能な限り具体的に示す行動マニュアル等を作成する。 ・関係機関・団体等に対して、適宜情報提供と普及啓発を行う。

2 海外発生期

海外発生期
<ul style="list-style-type: none">・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的： 1) 市内発生に備えて相談体制、医療体制の整備を行う。 2) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対し情報提供を行う。
対策の考え方： 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内で発生した場合に早期に発見できるよう、市内の情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

(1) 実施体制

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した場合は、情報を収集し市対策本部の設置に向けた準備を進める。
- ② 国が決定する基本的対処方針及び県が決定する対処方針に基づき、市の対応方針を決定する。

■■■ 国における新型インフルエンザ等発生公表の手続き ■■■

WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告する。その報告があった時は、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに公表する。

県は、政府対策本部の設置後、速やかに県対策本部を立ち上げる。

(2) サーベイランス・情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等から病原体に関する情報、疫学情報(症状、症例定義、致死率等)、治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)等を収集する。

- ① インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ② 国の方針に従って、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握の協力をする。
- ③ 本市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、テレビやホームページ等で市民への情報提供に努める。
- ② 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- ③ ホームページ、相談窓口等を通して、海外の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を提供する。
- ④ 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

イ コールセンターの設置

国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等をうけて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう体制を整備する。

(4) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止策の準備

市はマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の、基本的な感染対策を実践するよう周知を図る。

イ 予防接種

i) 特定接種

- ①国と連携して、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ②具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、特定接種に必要な情報を提供する。

ii) 住民接種

- ①国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。
- ②国の要請を受け、市民が速やかに接種できるよう、集団接種を原則とした接種体制を構築する。

iii) 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

ア 医療機関等への情報提供

国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者の提供に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

イ 遺体の火葬・安置

県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【関係各課等の対応(海外発生期)】

担当	対応内容	
総務課 健康課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じ、速やかに危機管理検討会又は、政策調整及び事務調整会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。 ・県対策本部が設置された場合、必要に応じて市長を本部長とする市対策本部（任意）を設置し、会議を開催する。 ・国が決定する基本的対処方針及び県が決定する対処方針に基づき、市内における対処方針を決定。 ・関係部局に必要な対策を実施するよう指示する。 ・職員への新型インフルエンザ等に関する正しい知識、感染予防策の周知を徹底する。
	予防・まん延防止	<p><特定接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と連携し、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
市民協働課	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、正確な情報について迅速に広報する。 ・県からの要請により、社会・経済活動の制限を求められる事態が想定されることや、発生国への渡航の自粛または延期を市民に広報する。
健康課	情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県・厚生センターから新型インフルエンザ等の発生状況の情報を収集する。 ・国、県、関係機関等との双方向の情報共有を行うため、担当窓口を設置する。 ・教育総務課・こども課・厚生センターより学校等の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。 ・市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、市民からの問い合わせに対応する。
	予防・まん延防止	<p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、新臨時接種の準備を開始したときは、国と連携し、接種体制の準備を行うとともに、市民が速やかに接種できるよう接種体制を構築する。 ・住民に対する予防接種体制の準備に市医師会、医療機関等関連機関と連携し協力を得る。 ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報を積極的に情報提供する。

医療課	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 ・新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握の協力を開始する。
教育総務課 こども課	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を早期に探知するため、保育園・幼稚園・学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。 ・発生国に滞在している幼児・児童・生徒・教職員の状況及び発生国からの帰国者・来訪者等について、情報収集を行う。
商工課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。 ・県からの要請により、社会・経済活動の制限を求められる事態が想定されることや、発生国への渡航の自粛または延期を事業者等に要請する。
住民生活課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。
福祉課 子育て支援室 地域包括課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・国内・県内発生に備え、在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、支援が必要な対象世帯の把握と、支援策について必要な準備等を行う。 ・入所型の社会福祉施設に対して、食料品・生活必需品等の備蓄、少ないスタッフでの入所者への食事提供や介護・看護ができる体制を確立する。

3 国内発生早期以降、県内未発生期

国内発生早期以降、県内未発生期
<ul style="list-style-type: none">・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態・県内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
目的： 1) 市内発生に備え、海外発生に引き続き全庁的な体制を維持する。 2) 市内発生に備え、海外発生に引き続き相談体制、医療体制を維持する。 3) 国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対し情報提供を行う。
対策の考え方： 1) 国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府対策本部は緊急事態宣言を行う。緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。 2) 対策の判断に役立てるため、国との連携の下で、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内発生した場合に早期に発見できるよう、市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

(1) 実施体制

ア 市の体制強化等

- ①市は、国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生早期の基本的対処方針が変更され、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて危機管理検討会又は政策調整及び事務調整会議等を開催し、市内における対処方針を変更する。
- ②市は、国の基本的対処方針及び県の対策が変更された場合は、必要に応じ、市対策本部を開催し、市内における対処方針を変更する。
- ③市は、国内において発生した新型インフルエンザ等の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められた場合には、国及び県と連携して、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

イ 緊急事態宣言の措置

i) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- ①国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方

国内発生早期以降、県内未発生期

針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招いてしまうおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手順は、以下のように考えられる。

■ ■ ■ 緊急事態宣言を行うまでの手順 ■ ■ ■

- 厚生労働省(国立感染症研究所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
- ・政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて公示案として諮問し、あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。
 - ・基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことを決定。
 - ・政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。
 - ・あわせて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。

②緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。

- ・期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。
- ・区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮

国内発生早期以降、県内未発生期

する。

③市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2)サーベイランス・情報収集

ア 連携による情報収集等

国内の新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

- ①引き続き、インフルエンザ集団発生の把握をする。
- ②患者全数把握や患者発生サーベイランスに協力する。
- ③感染拡大を早期に探知するため、学校等での強化したインフルエンザの集団発生の把握を継続する。

(3)情報提供・共有

ア 情報提供

- ①市民に対して、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ②特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

イ 情報共有

国、県、関係機関等と、対策の方針・理由等双方向の情報を、メール等により行う。

ウ コールセンター(相談窓口)の充実・強化

相談の増加に応じ、コールセンター(相談窓口)の体制を充実・強化し、国が示すQ&Aの改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。

(4)予防・まん延防止

国内発生早期以降、県内未発生期

ア 市内でのまん延防止対策の準備

- ①市は引き続き、国及び県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居家族等の濃厚接触者への対応の準備を進める。
- ②国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい人込みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③国の要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

イ 予防接種

特措法第28条に基づく特定接種と、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、国、県、市医師会、医療機関等関係機関と連携を図りながら進める。

i) 特定接種

国及び県と連携し、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

ii) 住民接種

- ・国が示す接種順位の考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報について市民に周知する。
- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要することを踏まえ、供給が可能になり次第、国の要請を受けて市内に居住する者を対象に集団的接種として実施する予防接種に対し、関係機関との連携を図りながら実施する。
- ・接種の実施にあたり、国及び県と連携して公的な施設の活用や医療機関に委託する等により、接種活動を確保し、原則として市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・ワクチン接種が終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価について、情報収集する。

国内発生早期以降、県内未発生期

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○外出自粛の要請に係る周知

- ・県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○施設の使用制限の要請に係る周知

- ・県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育園等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

- ・県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育園等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

○臨時の予防接種

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(緊急事態宣言がされている場合、県が必要に応じて講じる措置)

- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。
- ・県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染予防策の徹底の要請を行う。都道府県は、要請に応じず公

国内発生早期以降、県内未発生期

衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 医療

ア 医療機関等への情報提供

引き続き、国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者の提供に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者への対応

国が行う、全国的事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策の開始の要請について、市内事業者に周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

国が行う、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、市民に対し呼びかけ、事業所への要請を行う。

【関係各課等の対応（国内発生早期以降、県内未発定期）】

担当	対応内容	
総務課 健康課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じ速やかに危機管理検討会又は事務調整会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。 ・国や県の対処方針が変更された場合は、必要に応じて市対策本部会議を開催し、県内感染期に実施する対応策について協議、決定する。 ・関係部局に必要な対策を実施するよう指示する。 ・職員への新型インフルエンザ等に関する正しい知識、感染予防策の周知を徹底する。 ・国、近隣各県、市町村、指定（地方）公共機関等との連携・協力体制を強化する。
	予防・まん延防止	<p>＜特定接種＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と連携し、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
総務課	予防・まん延防止	<p>緊急事態宣言がされた場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。</p> <p>○外出自粛の要請に係る周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が、市の区域を対象として、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。 <p>○施設の使用制限の要請に係る周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。 <p>○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

健康課	予防・まん延防止	<p><住民接種></p> <p>○緊急事態宣言がされた場合は、特措法第46条の規定に基づき「住民に対する予防接種」として、緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく「新臨時接種」として実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、予防接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。 ・国及び県と連携し、公的施設や医療機関等を接種会場とし、原則として市内に居住する市民を対象に集団的接種を行う。 <p><住民接種の有効性・安全性に係る調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。 <p><まん延防止対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居家族等の濃厚接触者への対応の準備を進める。 ・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けることなど基本的な感染対策を勧奨する。
	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について情報提供を行う。 ・国、県、関係機関等と対策の方針・理由等の双方向の情報をメール等により行う。 ・引き続き、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターの体制を充実・強化し、国が示すQ&Aの改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。 ・市民からの問い合わせを集約し、必要に応じ国等に報告する。 ・各世帯において、食料品、生活必需品等の最低限（2週間程度）の備蓄を行うことを周知徹底する。
医療課	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・国の要請に基づき、病院等、基礎疾患を有する者が集まる施設における感染対策を強化するよう要請する。

医療課	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者の提供に協力する。 ・県が行う、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数等の把握に協力する。 ・季節性のインフルエンザに関する通常のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握を行う。
教育総務課 こども課	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園・学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。 ・発生地域に滞在している幼児・児童・生徒・教職員の状況について、情報収集を行う。 ・発生地域から来市している幼児・児童・生徒・教職員の状況について、関係自治体等と連携して情報収集を行う。
商工課	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関連事業者に対して、旅行者に新型インフルエンザの疑いがある場合は、迅速に厚生センターへ連絡するよう周知する。
	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施する要請する。時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 ・事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
福祉課 地域包括課 子育て支援室	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・国の要請に基づき、高齢者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し感染対策を強化するよう要請する。 ・県の要請に基づき、県内発生時に備え、在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等への生活支援（介護、訪問看護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、支援が必要な対象世帯の把握と支援策について必要な準備を進める。 ・県の要請に基づき、入所型の社会福祉施設に対し、従業員の健康管理の徹底や食料品・生活必需品等の備蓄、少ないスタッフでの入所者への食事提供や介護・看護ができる体制を確立するよう要請する。

住民生活課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> • 県の要請に基づき、火葬能力について随時把握するとともに、必要時、県との情報の共有化を図る。 • 県の要請に基づき、火葬者数の拡大に対応できるよう準備を行う。 • 県が実施する、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するための必要物品の調整に協力する。
上下水道課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> • 市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

4 県内発生早期

県内発生早期
・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（隣接する市町村に発生した場合も含む）
目的： 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済活動の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

国の基本的対処方針及び県の対処方針の変更に伴い、市の対処方針を変更し、市民に周知する。

イ 緊急事態宣言がされた場合の措置

市対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づく設置となる。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの

有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

- ①引き続き、インフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ②患者全数把握や患者発生サーベイランスに協力する。
- ③感染拡大を早期に探知するため、学校等での強化したインフルエンザの集団発生の把握を継続する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ①市民に対して、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ②特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

イ 情報共有

国、県、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針・理由等の情報の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。

ウ コールセンターの体制充実・強化

コールセンターの体制を充実・強化し、国が示すQ&Aの改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

- ①国及び県と連携し、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居家族等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。
- ②国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ③国の要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

イ 予防接種

i) 特定接種

ワクチンが確保された場合、市職員等の対象者に対する特定接種を進める。

ii) 住民接種

- ①市は、住民への接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を実施する。
- ②市は、接種実施にあたり、国、県及び市医師会等と連携し、公的施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市が、緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携し、迅速に周知徹底を図る。

○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

○臨時の予防接種

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5)医療

ア 医療機関等への情報提供

引き続き、国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者の提供に協力する。

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

国が全国の事業者に対し要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取組を開始するよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

国が行う、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、市民に対し呼びかけ、事業所への要請を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

○水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

○サービス水準に係る市民への呼びかけ

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけるため、市においても呼びかけを行う。

○生活関連物資等の価格安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

県内発生早期

【関係各課等の対応（県内発生早期）】

担当	対応内容	
総務課 健康課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部会議を開催し、新型インフルエンザ等に関する最新情報や県内の発生状況の集約・共有・分析を行い、感染拡大防止のための総合的な対応策や県内感染期に実施する対応策について協議・決定する。 ・ 関係部局に必要な対策を実施するよう指示する。 ・ 国、近隣各県、市町村、指定（地方）公共機関等との連携・協力体制を強化する。
	予防・まん延防止	<p>＜特定接種＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と連携し、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
市民協働課	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けるなどの基本的な感染対策を勧奨する。
総務課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局に対し、不要不急の出張の自粛を要請する。 ・ 職員への感染予防策の周知徹底をするとともに、健康状態を把握する。
	予防・まん延防止	<p>緊急事態宣言がされた場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛の要請に係る周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、市の区域を対象として、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。 ○施設の使用制限の要請に係る周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。 ○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

健康課	予防・まん延防止	<p><住民接種></p> <p>○緊急事態宣言がされていない場合 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。</p> <p>○緊急事態宣言がされている場合 基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p>
	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの体制を充実・強化し、国から配布されるQ&Aの改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。 ・感染を疑う者は、診察を受ける前に必ず帰国者・接触者熱相談センターへ電話等により問い合わせるよう、市民に周知徹底する。 ・国及び県が発信する情報を入手し、住民の情報提供に努める。 ・地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 ・地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。
	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合は、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

医療課	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握を行い、県に報告する。 ○緊急事態宣言がされている場合の措置 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止策及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。
教育総務課 こども課	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保育園・幼稚園・学校等での新型インフルエンザ集団発生の把握を強化する。 ・保育園・幼稚園・学校等の臨時休業や集会の自粛等の県内及び市内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園・学校等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等を勧奨し、新型インフルエンザ様症状の認められた幼児・児童・生徒・教職員等の出席停止・出勤停止・受診の勧奨を要請する。
商工課	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者へ、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取り組み開始について周知する。
		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言がされている場合 事業者に対し、国・県と連携して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

福祉課 子育て支援室 地域包括課	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な高齢者、障がい者、ひとり親世帯等に対して、関係団体等と連携・協力して情報提供と注意喚起を行う。 ・ 通所型の社会福祉施設等に対して、必要に応じ臨時休業の要請等を行うとともに、家族との連絡体制の確保や臨時休業中の利用者の健康状態等の把握、必要な生活支援の実施を要請する。
	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から、在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等の要請を受け対応する。
住民生活課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの要請を受け、火葬者数の拡大に対応できるような火葬体制を講じる。 ・ 県からの要請を受け、火葬能力について随時把握するとともに、情報の共有化を図る。 ・ 手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。
農政課	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの要請により畜産農家に対して、関係者以外の畜舎等への立ち入り制限及び消毒の徹底を指示する。
上下水道課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
関係各課	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体等に対して、発生状況や感染予防策等に関する情報提供や注意起を行う。

5 県内感染期

県内感染期
○県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的： 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民の生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活及び経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

国の基本的対処方針及び県の対策の変更に伴い、市の対処方針を変更し、市民に周知する。

[県内感染期移行の判断]

県対策本部は、専門家の意見を踏まえ、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態にあると判断した場合に、必要に応じて国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言し、必要な対策について協議・決定し、国の基本的対処方針を踏まえ、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。

ア 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 市対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づく設置となる。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

県内外の新型インフルエンザ等の発生状況等について、引き続き国等を通じて必要な情報を収集する。

イ サーベイランス

国及び県の判断に基づき、新型インフルエンザ等患者等全数把握は中止し、通常のサーベイランスと学校サーベイランスに移行する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 引き続き、市民に対し、国内及び県内、市内での発生状況と具体的な対策等について、市のホームページ等の媒体を活用し、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。

イ 情報共有

国、県、関係機関等と、対策の方針・理由等双方向の情報共有を、メール等により継続して行う。

ウ コールセンター等の継続

コールセンター等を継続し、国が示すQ&Aの改定版に基づき適切な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア 市内での感染拡大防止対策

①市は、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

○事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

②国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。

イ 予防接種

特措法第28条に基づき実施される特定接種を継続し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

○外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

○施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携し、迅速に周知徹底を図る。

○職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

○臨時の予防接種

市は、国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民接種を

進める。

(5) 医療

ア 医療機関等への情報提供

引き続き、国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

イ 医療機関等への情報提供

引き続き、国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

ウ 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、医療機関への搬送等)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

エ 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。

○緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関において、定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の実施を講じるよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

○水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

○サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対してまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

○生活関連物資等の価格の安定等

①市は、国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから生活関連物資等の価格等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②市は、国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③市は、国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

県内感染期

- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援
市は、国の要請を受けて実施する、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について協力する。
- 埋葬・火葬の特例等
 - ①国は、県を通じ、市に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
 - ②国は、県を通じ、市に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
 - ③国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を認める。

【関係各課等の対応（県内感染期）】

担 当	対 応 内 容	
総務課 健康課	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部会議を開催し、最新の情報に基づき、被害を最小限に抑えるための対策について協議・決定する。 ・ 関係部局に必要な対策を実施するよう指示する。 ・ 国、近隣各県、市町村、指定（地方）公共機関等との連携・協力体制を強化する。 ・ 必要に応じ、県及び関係機関に対し応援要請を行う。
	まん延防止	<p>< 特定接種 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と連携し、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
総務課	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画に基づく業務の遂行上、感染等による人員の不足等が生じた場合は、部局間の職員配置の調整を行う。 ・ 庁舎内の感染予防策を実施する。 ・ 職員への感染予防策の周知を徹底し、職員の健康状態を把握する。 <p>○緊急事態宣言がされている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出自粛の要請に係る周知を行う。 ・ 施設の使用制限の要請に係る周知を行う。 ・ 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知を行う。

市民協働課	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により、定期・随時に、国及び県等の発生・対応状況等について情報提供する。 ・市民に対して冷静な対応等について呼びかけ等を行う。
	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等を強く推奨する。
健康課	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの体制を充実・強化し、国から配布されるQ&Aの改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。 ・国及び県が発信する情報を入手し、住民の情報提供に努める。 ・地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 ・地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。
	まん延防止	<p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言がされていない場合 予防接種法第6条第3項にに基づく新臨時接種を進める。 ○緊急事態宣言がされている場合 基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。
	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合は、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
医療課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養の支援体制について、医師会・医療機関等関係機関と連携し整備する。

医療課	医療	<p>○緊急事態宣言がされている場合</p> <p>国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止策及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。</p>
教育総務課 こども課	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童・生徒・教職員の状況について、情報収集を行う。 ・ 保育園・幼稚園・学校等の臨時休業や集会の自粛等の感染防止策についての情報を適切に提供する。
	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園・学校等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等を強く勧奨し、新型インフルエンザ様症状の認められた幼児・児童・生徒・教職員の出席停止・出勤停止・受診の勧奨を引き続き要請する。 ・ 学校等の臨時休業の状況を把握する。
福祉課 医療課 地域包括課	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。 ・ 通所型や短期入所型の社会福祉施設（介護保険施設、障害福祉サービス施設等）の臨時休業の状況を把握する。 ・ 通所型の社会福祉施設等に対して、家族との連絡体制の確保や臨時休業中の利用者の健康状態等の把握、必要な生活支援を実施する。
	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等の要請を受け、対応する。

商工課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨について情報提供する。 ○緊急事態宣言がされている場合 <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、国及び県と連携して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。
農政課	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家に対して、関係者以外の畜舎等への立ち入り制限及び消毒の励行等の指示があれば情報提供する。
住民生活課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬者数の拡大に対応できるような火葬体制を講じる。 ・火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。 ・手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。 ・遺体の埋葬・火葬について、墓地・火葬場等に関連する情報を広域的かつ適切に収集し、遺体の搬送の手配等を行う。
上下水道課	生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
関係各課	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市内発生状況等について、関係機関・団体等から情報収集を行う。

6 小康期

小康期
○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行は、いったん終息している状況。
目的： 1) 県民生活・県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

- ①市は、国の小康期の基本的対処方針及び県の対処方針にともない、市の対処方針を変更する。
- ②対策の評価・見直し
これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ市行動計画等を見直しを行う。
- ③市対策本部の廃止
市は、県対策本部が廃止された時は、速やかに廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ①市は、国等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外情報を収集する。
- ②インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ③再流行を早期に探知するため、必要に応じ、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

- ①引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ②国、県、関係機関等との双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。

③国の要請を受けて、コールセンター等を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防接種

①流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

②緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき実施する住民接種を進める。

(5) 医療

県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に必要な応じて協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

国が、必要に応じて国民に対して実施する食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけと、事業者に対して実施する食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないような要請に対し、協力する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国及び県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【関係各課等の対応（小康期）】

担当	対応内容	
総務課 (防災・危機 管理係) 健康課	実施 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。 ・これまでの各発生段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行う。
総務課 (人事係)		<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の協議・決定を踏まえ、縮小・中断していた業務を再開 ・職員の健康状態を把握し、通常の勤務体制に移行する。
関係各課		<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの各発生段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、対応マニュアル等の見直しを行う。
健康課	まん 延防 止	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 ・状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。 <p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。 ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。 <p>○緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>第二波に備え、国及び県等と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。</p>
	生活 の 安 定	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合は、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
福祉課 子育て支援 室	情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者、障がい者、ひとり親世帯等に対して、関係団体等と連携・協力して情報提供と注意喚起を行う。
教育総務課 こども課	情報 収集	<ul style="list-style-type: none"> ・再流行を早期に探知するため、保育園・幼稚園・学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ等発	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における郵便の確保	
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
炭製品製造業			生時における石油製品の製造	
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガ	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		ス、ガソリンスタンド)	生時におけるLPガス、石油製品の供給	
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分 1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・ 対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）		
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘道所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して	区分 1 区分 2	防衛省

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務